

第1号表						
雨水ます清掃作業委託(D-5地区)					上段:昼 下段:夜	
					1式 当り	
工 種	種 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
雨水ます清掃工	機 械	3,111	ヵ所			
雨水ます清掃工	人 力	422	ヵ所			
交通管理工	交通誘導警備員A (参考数量)		人			
交通管理工	交通誘導警備員B (参考数量)	18	人			
直接作業費計						
技術管理費	調 査 報 告 書 作 成	—	—	—	—	—
共通仮設費	率 計 上 分	1	式			
共通仮設費計						
純作業費計						
現場管理費		1	式			
作業原価計						
一般管理費等		1	式			
作業価格計						
消費税及び地方 消費税相当額		1	式			
請負作業費						

雨水ます清掃作業委託

仕 様 書

京都市上下水道局

令和 7 年 12 月

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本委託は、「土木工事共通仕様書【上下水道編】令和 7 年 1 2 月改正」によるほか、この仕様書によるものとする。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、監督員が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に委託業務しなければならない。

4 疑義の確認

入札に際して、事前に設計図書を精査し、更に現場の状況を熟知したうえ、万一疑義のある場合は入札前に確認しておかなければならない。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) その他関係法令、例規等 |
| (4) 下水道法 | |

6 監督員

当局は委託業務について、契約書第 3 条に基づき、監督員を選定し、受注者に通知するものとする。監督員を変更しようとしたときも、同様とする。監督員は、業務遂行にあたって、指示、承諾、協議又は立会確認を行う。

7 書類の提出

受注者は、監督員の指示する様式により、指定期日までに次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、すみやかに変更通知書を提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (1) 契約後 14 日以内に提出する書類 | |
| ア 現場代理人及び主任技術者通知書（経歴書添付） | 1 部 |
| イ 清掃土砂運搬車両使用通知書
（高圧洗浄車等、委託で使用する車両をすべて明記すること） | 1 部 |
| ウ 作業工程表 | 1 部 |
| エ 緊急連絡表 | 1 部 |
| オ 労働者災害補償保険法の規程による書類
（保険の加入証明書の写し、またはそれに代わるもの） | 1 部 |

- (2) 必要に応じて提出する書類
 - ア 再委託承諾申請書（浚渫作業委託用） 1 部
- (3) 作業実施日に提出する書類
 - ア 作業予定報告（毎朝） 監督員の指示する部数
 - イ 作業実施報告（翌朝） 監督員の指示する部数
- (4) 委託完了後に提出する書類（業務完了後すみやかに）
 - ア 業務完了通知書 2 部
 - イ 請求書（京都市上下水道局請求書様式） 1 部
（様式は京都市上下水道局のホームページで確認すること）
 - ウ 作業記録写真 1 部
 - エ 交通誘導警備員の集計表 1 部
- (5) その他監督員の指示する書類 監督員の指示する部数

8 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に現場代理人又は主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 現場代理人・主任技術者・作業員等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

9 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施工順序・方法・工程
- (2) 委託に使用する仮設物

10 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、作業予定報告及び作業実施報告を監督員に指定された期日までに提出すること。

11 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者によってすみやかに作業に関連する諸手続きを行うこと。ただし、道路使用許可申請の手続きは当局が行う。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

12 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力・水道の設備費及び料金はすべて受注者の負担とする。

13 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務にあたり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安

全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は、委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1.4 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施工上及び完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査（確認を含む）・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

1.5 確認検査

- (1) 委託業務中、当局が確認検査を指示した場合は、受注者は当局の確認検査を受けなければならない。なお、検査日、検査範囲は当局が指示するものである。
- (2) 確認検査にあたって、受注者又は現場代理人は必ず立会わなければならない。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、完了検査期間内に手直しを行わなければならない。
- (4) 受注者は検査の方法について異議を申立てることはできない。

1.6 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを行い、再検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は検査の方法について異議を申立てることはできない。

1.7 損害補償

受注者は、排水路、その他工作物を破損した場合、及び第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに必要な処置を講じるとともに、監督員及びその他関係機関に連絡し、受注者の責任において復旧又は賠償の責任を負うこと。

1.8 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を施工前、施工中、施工後等、進捗状況に応じて作業工程の段階ごとに撮影し、完成後、年月日、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

詳細の撮影方法、写真帳の作成方法については、別途「下水道施設清掃作業記録写真撮影作成要領」に基づく監督員の指示に従うこと。

1 9 雑則

- (1) 作業に際し、監督員の指示に従わないとき、又は不正な行為があったときは、作業の中止を命ずることがある。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項については、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 受注者は、受注後、当局が提示した資料に疑義が生じた場合、すみやかに監督員の指示を仰ぐこと。

第2章 雨水ます清掃工

1 概要

雨水ます清掃作業（以下「本作業」という。）は、当局が指示する雨水ますに堆積している泥土・土砂等の堆積物（以下「泥土」と言う。）を浚せつするものである。

2 作業期限

設計書のとおり

ただし、契約書第9条に基づき、天災その他自己の責任に帰することができない事由により委託期限までに本件委託業務を完了する見込みがないと認めるときは、当局に対し、遅滞なくその理由を明らかにし、書面をもって委託期間の延長を請求することができる。当局が請求を許諾した場合においては、その延長日数は、協議してこれを定める。

3 作業場所

設計書のとおり

4 作業内容

(1) 雨水ます清掃作業

ア 本作業は、原則として揚泥車による機械清掃で作業を行うこと。ただし、機械清掃が困難な場合は、監督員の指示により、手動式ます揚げ器を承諾する。

イ 作業中、雨水ます取付管の閉塞箇所を発見した場合、取付管清掃器具にて閉塞箇所を貫通させて、雨水流下の万全を図ること。

ウ 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

エ 作業順序、方法及び使用機械器具等は、地元住民の要望に添うよう企画し、監督員と協議のうえ準備を整え、点検、承諾を受けること。

オ 本作業に際して、駐車可能で作業に支障のおそれのある箇所は、バリケード等を利用して作業困難を排除するとともに、駐停車中のものは、所有者に申し入れ移動させる等の処置を行い、完全に作業を遂行すること。

(2) 泥土運搬作業

ア 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置し、事前に当局に届出を行うこと。

イ 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。

ウ 泥土は揚泥車等に貯留を行い、貯留タンク内の汚水は監督員の承諾を得てから下水管渠内に返水し、付近には放流しないこと。

エ 泥土を仮置きする場合は、長時間放置することなく、付近住民及び交通の支障にならない最善の場所を選び、付近住民・土地所有者等に事前に許可を得て、かつ監督員の承諾を得てから仮置きしなければならない。

オ 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

カ 土砂等の運搬にあたっては、途中漏落しないような措置を講ずること。

キ 土砂等の処分については、当局鳥羽水環境保全センターへ搬入すること。ただし、搬入時間は、当局の指示する時間を厳守しなければならない。また、当局の都合により、搬入時間及び搬入場所の変更を命ずることがある。

5 作業中の安全確保

(1) 交通安全

- ア 作業現場では、所管警察署・道路管理者及び監督員の指示に従い、必要な道路標識・保安施設を設置しなければならない。
 - イ 交通整理が必要であると監督員が指示したときは、受注者はすみやかに交通誘導警備員を配置しなければならない。なお、夜間作業時には蛍光塗料を塗布してある作業衣を着用する等、事故防止に努めること。
 - ウ 清掃作業中、排水路蓋等を開けたときは、必ず見張り人を配置し作業終了後、すみやかに閉めて、車両・通行人の安全を図ること。
- (2) 労働災害及び公衆災害の防止
- ア 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
 - イ 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあてること。
- (3) 安全教育
- ア 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
 - イ 受注者は、酸素欠乏危険作業にかかる業務にあたっては、作業員に対し、あらかじめ法令で定める酸素欠乏危険作業の特別教育を実施しなければならない。
- (4) 出水期における作業の安全確保
- 出水期における既設の合流式下水道管や雨水路等の作業については、下記の安全対策を講じること。
- ア 出水時期における既設の合流式下水道管や雨水路等の内部での作業は、できるだけ行わない、または、最小限の作業とすること。
 - イ 既設の合流式下水道管や雨水路等の内部での作業は、気象情報や降雨状況に注意し安全の確保に努めること。
 - ウ 既設の合流式下水道管や雨水路等での作業は、集中豪雨が発生した際に作業員の避難方法（情報の伝達体制を含む）について全作業員に周知すること。
 - エ 既設の合流式下水道管や雨水路等に流水機能を阻害する構造物を設置しないこと。
 - オ 台風や夕立の際には突風や強風が発生することがあるため、重機や看板類等の転倒・飛散防止対策を行うこと。
 - カ 以下のいずれかの場合には作業等を中止することを検討する。なお、具体的な安全対策等については、「局地的な雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（国土交通省下水道部 <http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/news.html>）を参考にすること。
 - ⑦ 当該作業箇所または上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
 - ⑧ 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

6 その他

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地元住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 本作業により付近住民の営業に支障があると思われるときは、監督員及び付近住民と協議のうえ、できるだけ障害の軽減を図ること。

